

新座市地域防災計画

平成31年2月



新座市防災会議

目 次

総 則 編

第1編 総 則

第1章 計画の策定	第1編	-1-
第1節 計画の目的	第1編	-1-
第2節 計画の構成	第1編	-2-
第3節 計画の運用等	第1編	-3-
第1 平常時の運用	第1編	-3-
第2 発災時の運用	第1編	-3-
第3 他の計画との関係	第1編	-3-
第4 計画の修正	第1編	-4-
第5 計画の周知	第1編	-4-
第4節 計画の基本方針（防災ビジョン）	第1編	-5-
第1 新座市の総合計画	第1編	-5-
第2 計画の基本理念	第1編	-7-
第3 防災施策の大綱	第1編	-8-
第2章 防災関係機関の役割分担	第1編	-9-
第1節 地域防災組織	第1編	-9-
第1 新座市地域防災組織	第1編	-9-
第2 新座市防災会議	第1編	-9-
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第1編	-11-
第1 市	第1編	-11-
第2 消防機関	第1編	-11-
第3 県の機関	第1編	-12-
第4 警察の機関	第1編	-12-
第5 指定地方行政機関	第1編	-13-
第6 自衛隊	第1編	-13-
第7 指定公共機関	第1編	-14-
第8 指定地方公共機関	第1編	-14-
第9 その他協力機関	第1編	-15-
第3章 市民、自主防災会及び事業者の基本的責務	第1編	-17-
第1節 市民の果たす役割	第1編	-17-
第1 平常時から実施する事項	第1編	-17-
第2 災害発生時に実施が必要となる事項	第1編	-17-
第2節 自主防災会の果たす役割	第1編	-18-
第1 平常時から実施する事項	第1編	-18-
第2 災害発生時に実施が必要となる事項	第1編	-18-
第3節 事業者の果たす役割	第1編	-19-
第1 平常時から実施する事項	第1編	-19-
第2 災害発生時に実施が必要となる事項	第1編	-19-
第4章 新座市の防災環境	第1編	-20-
第1節 災害履歴	第1編	-20-
第1 地震災害	第1編	-20-

第2 風水害	第1編	-23-
第2節 自然環境の特性	第1編	-24-
第1 位置	第1編	-24-
第2 地形	第1編	-24-
第3 地質	第1編	-24-
第4 河川	第1編	-24-
第3節 社会環境の特性	第1編	-25-
第1 人口	第1編	-25-
第2 建物	第1編	-30-
第3 交通	第1編	-31-
第4 土地利用	第1編	-32-

震災対策編

第2編 震災対策計画

第1章 震災対策の総則	第2編	-1-
第1節 地震被害想定	第2編	-1-
第1 想定地震	第2編	-2-
第2 想定結果	第2編	-4-
第2節 震災対策の基本方針	第2編	-5-
第1 震災対策の基本的考え方	第2編	-5-
第2 震災対策の目標フレーム	第2編	-5-
第3 減災目標	第2編	-5-
第2章 震災予防計画	第2編	-7-
第1節 震災に強い都市環境の整備	第2編	-8-
第1 災害に強いまちづくり	第2編	-9-
1.1 防災的土地利用計画	【まちづくり計画課】第2編	-9-
1.2 地盤災害の予防	【危機管理課、建築開発課、上下水道部】第2編	-13-
1.3 防災空間の確保	【みどりと公園課、経済振興課】第2編	-18-
第2 都市施設の安全対策	第2編	-21-
2.1 建築物の安全対策	【建築開発課、まちづくり計画課、 管財契約課、施設営繕課、新庁舎建設推進室】第2編	-21-
2.2 道路、交通施設の安全対策	【関係各課】第2編	-23-
2.3 河川施設の安全対策	【関係各課】第2編	-25-
2.4 倒壊物、落下物の安全対策	【建築開発課、まちづくり計画課、みどりと公園課】第2編	-26-
2.5 ライフライン施設の安全対策	【関係各課】第2編	-27-
2.6 危険物施設等の安全対策	【消防本部】第2編	-29-
第3 防災拠点の整備	第2編	-32-
3.1 防災拠点のネットワーク化	【危機管理課】第2編	-32-
3.2 防災拠点施設の整備	【関係各課】第2編	-35-
3.3 避難拠点の整備	【危機管理課、長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課】第2編	-38-
3.4 避難経路の確保	【危機管理課、道路課】第2編	-44-
第2節 震災に強い防災体制の整備	第2編	-46-
第1 災害活動体制の整備	第2編	-48-
1.1 職員の初動体制の整備	【危機管理課、関係各課】第2編	-48-
1.2 動員体制の整備	【関係各課】第2編	-49-

1.3	受援体制の整備	【危機管理課、関係各課】	第2編	-52-
1.4	災害応援体制の整備	【関係各課】	第2編	-56-
第2	災害情報の収集・伝達体制の整備		第2編	-58-
2.1	災害情報連絡体制の整備	【危機管理課、シティプロモーション課】	第2編	-58-
2.2	被害情報の早期収集体制の整備	【関係各課】	第2編	-61-
2.3	情報伝達体制の整備	【危機管理課】	第2編	-62-
第3	非常用物資の備蓄		第2編	-64-
3.1	食料供給体制の整備	【関係各課】	第2編	-64-
3.2	給水体制の整備	【上下水道部、危機管理課】	第2編	-67-
3.3	生活必需品供給体制の整備	【危機管理課、福祉政策課】	第2編	-69-
3.4	防災用資機材の備蓄	【危機管理課】	第2編	-71-
3.5	国による物資の確保	【危機管理課】	第2編	-71-
第4	消防救援体制の整備		第2編	-72-
4.1	出火防止対策の推進	【消防本部、消防団、危機管理課】	第2編	-72-
4.2	初期消火体制の強化	【消防本部、消防団、危機管理課】	第2編	-74-
4.3	火災の拡大防止対策	【消防本部、消防団、危機管理課】	第2編	-75-
第5	災害時医療体制の整備		第2編	-77-
5.1	初動医療体制の整備	【危機管理課、福祉政策課、保健センター】	第2編	-77-
5.2	後方医療体制の整備	【保健センター、危機管理課】	第2編	-82-
5.3	要配慮者に対する医療対策	【保健センター、生活支援課、 長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課】	第2編	-85-
第6	避難所運営体制の整備		第2編	-87-
6.1	避難所施設利用計画の策定の検討	【危機管理課、関係各課】	第2編	-87-
6.2	避難所の自主運営対策	【危機管理課】	第2編	-87-
第7	帰宅困難者対策		第2編	-88-
7.1	帰宅困難者の把握	【危機管理課】	第2編	-88-
7.2	帰宅困難者発生に伴う影響	【危機管理課】	第2編	-88-
7.3	帰宅困難者への啓発等	【危機管理課】	第2編	-89-
第8	緊急輸送体制の整備		第2編	-91-
8.1	緊急輸送道路の確保	【危機管理課、道路課】	第2編	-91-
8.2	緊急車両の確保	【管財契約課、危機管理課】	第2編	-94-
第9	災害廃棄物処理対策		第2編	-95-
9.1	仮置場の確保	【環境対策課、リサイクル推進課】	第2編	-95-
第10	応急仮設住宅対策		第2編	-96-
10.1	応急仮設住宅用地の確保	【危機管理課、まちづくり計画課】	第2編	-96-
10.2	応急仮設住宅用資機材の確保	【まちづくり計画課】	第2編	-97-
第3節	自助・共助による防災対策の推進		第2編	-98-
第1	防災意識の高揚		第2編	-99-
1.1	啓発活動の推進	【危機管理課、シティプロモーション課】	第2編	-99-
1.2	防災教育の推進	【危機管理課、生涯学習スポーツ課、教育支援課】	第2編	-100-
1.3	防災訓練の充実	【各課共通】	第2編	-102-
第2	自主防災組織の育成強化		第2編	-105-
2.1	自主防災会の育成	【危機管理課、消防本部】	第2編	-105-
2.2	企業等の自主防災組織の育成	【消防本部、危機管理課】	第2編	-110-
第3	要配慮者の安全確保		第2編	-111-
3.1	在宅の要配慮者に対する安全対策	【障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課、危機管理課】	第2編	-111-
3.2	社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	【障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課】	第2編	-115-
3.3	外国人に対する安全対策	【危機管理課、地域活動推進課】	第2編	-117-

第4章	ボランティアとの連携	第2編	-118-
4.1	連携体制の整備	【危機管理課、福祉政策課】第2編	-118-
4.2	県災害ボランティア登録制度の周知	【県、危機管理課】第2編	-119-
第3章	震災応急対策計画	第2編	-121-
第1節	応急対策計画の基本方針	第2編	-123-
第1	初動対応の時間区分	【全職員】第2編	-123-
第2	活動体制と配備基準	【全職員】第2編	-124-
第3	非常体制と組織図	【全職員】第2編	-124-
第4	非常体制と事務分掌	【全職員】第2編	-126-
第5	動員配備体制	【本部長等、総括班】第2編	-131-
第6	緊急初動体制の編成	【全職員、総括班】第2編	-135-
第2節	発災直後に実施する活動	第2編	-136-
第1	地震情報の収集	【全職員】第2編	-136-
第2	災害対策本部の設置	第2編	-137-
2.1	災害対策本部の設置	【本部長、総括班、管財班、情報班、広報班】第2編	-137-
2.2	重要事項の決定	【本部長等、総括班】第2編	-137-
2.3	本部員・班長合同会議の開催	【本部員、各班長、総括班、情報班】第2編	-137-
第3	指定緊急避難場所の開設	【避難所運営班、要配慮者支援班】第2編	-138-
第4	道路交通の安全確保	【総括班、応急対策班】第2編	-138-
第5	閉庁時の初動体制	第2編	-139-
5.1	職員の参集	【全職員】第2編	-139-
5.2	参集途上における被害状況の把握及び救助活動	【全職員】第2編	-139-
5.3	緊急初動体制時の応急対策活動の分担	【全職員】第2編	-140-
5.4	非常体制への移行	【総括班】第2編	-140-
第3節	混乱期から実施する活動	第2編	-141-
第1	行政機能報告（総務省報告）	【総括班】第2編	-143-
第2	消防活動	第2編	-144-
2.1	消防本部による消防活動	【消防本部】第2編	-144-
2.2	消防団による消防活動	【消防団】第2編	-148-
2.3	他消防機関に対する応援の要請	【消防本部】第2編	-149-
2.4	救出活動	【消防本部、消防団】第2編	-152-
第3	水防活動	〔風水害編を準用〕第2編	-154-
第4	避難対策	第2編	-155-
4.1	要避難状況の把握	【情報班、消防本部】第2編	-156-
4.2	避難の勧告又は指示	【総括班、広報班、消防本部】第2編	-156-
4.3	警戒区域の設定	【応急対策班、住宅復旧班、消防本部】第2編	-158-
4.4	避難誘導及び移送	【避難所運営班、要配慮者支援班、消防本部、消防団】第2編	-158-
4.5	指定緊急避難場所の開設	【避難所運営班、教育施設班】第2編	-159-
4.6	指定避難所の運営	【避難所運営班、要配慮者支援班】第2編	-159-
4.7	避難者名簿及び被災者台帳の作成	【情報班、避難所運営班、市民窓口班】第2編	-162-
4.8	普通生活への復帰・避難所の縮小	【総括班、避難所運営班】第2編	-162-
第5	人命に係る災害情報等の収集・報告	第2編	-163-
5.1	異常現象の収集報告	【全職員】第2編	-163-
5.2	人命に係る災害情報等の収集	【情報班】第2編	-163-
5.3	人命に係る災害情報の報告	【総括班、情報班】第2編	-165-
5.4	通信連絡体制の確立	【情報班】第2編	-166-
5.5	被害写真の撮影	【広報班】第2編	-167-

第6	人命に係る広報活動	第2編	-168-
6.1	実施機関とその役割	【広報班】第2編	-169-
6.2	広報の手段	【広報班】第2編	-170-
6.3	広報の方法	【広報班】第2編	-170-
6.4	報道機関に対する発表及び依頼	【広報班】第2編	-171-
6.5	電話問合せ者・来庁者に対する対応	【市民窓口班】第2編	-171-
第7	広域応援要請	第2編	-172-
7.1	応援要請の基本的な考え方	【受援班、総括班】第2編	-172-
7.2	埼玉県に対する要請	【総括班】第2編	-173-
7.3	自衛隊への災害派遣要請	【総括班、受援班】第2編	-175-
7.4	他市町村、指定地方行政機関等への要請	【総括班】第2編	-176-
7.5	民間団体等への要請	【総括班】第2編	-177-
7.6	応援部隊の受入れ	【総括班、受援班】第2編	-178-
第8	自主防災会の活動	第2編	-179-
8.1	自主防災会の活動	【総括班、自主防災会】第2編	-179-
第4節	緊急救援期から実施する活動	第2編	-183-
第1	緊急輸送体制の確立	第2編	-185-
1.1	緊急輸送体制の確立	【情報班、応急対策班】第2編	-185-
1.2	緊急輸送用手段の確保	【管財班】第2編	-187-
1.3	交通規制の要請	【総括班】第2編	-187-
1.4	緊急輸送	【援護班】第2編	-187-
第2	医療救護	第2編	-189-
2.1	医療救護需要の把握	【医療班】第2編	-189-
2.2	医療救護	【医療班】第2編	-189-
2.3	負傷者の搬送	【消防本部、医療班】第2編	-191-
第3	緊急給水体制の確立	第2編	-192-
3.1	給水需要の把握	【給水班】第2編	-192-
3.2	給水方針の決定	【給水班】第2編	-193-
3.3	給水	【給水班】第2編	-193-
3.4	給水施設の応急復旧	【水道復旧班】第2編	-194-
第4	緊急食料供給体制の確立	第2編	-195-
4.1	給食需要の把握	【援護班、避難所運営班】第2編	-195-
4.2	給食能力の把握	【学校班、教育施設班】第2編	-195-
4.3	給食方針の決定	【学校班、医療班】第2編	-196-
4.4	給食	【援護班、学校班】第2編	-196-
第5	緊急生活必需品供給体制の確立	第2編	-198-
5.1	生活必需品需要の把握	【援護班】第2編	-198-
5.2	公的備蓄、業者調達可能量の把握	【援護班】第2編	-198-
5.3	生活必需品供給方針の決定	【援護班】第2編	-198-
5.4	生活必需品の供給	【援護班】第2編	-199-
第6	防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧	第2編	-200-
6.1	防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧	【管財班、教育施設班】第2編	-200-
第7	二次災害防止活動	第2編	-201-
7.1	危険物等による二次災害の防止	【消防本部、危険物等施設管理者】第2編	-201-
7.2	土砂崩壊による二次災害の防止	【消防本部、応急対策班】第2編	-203-
7.3	応急危険度判定	【住宅復旧班】第2編	-203-
第8	帰宅困難者対策	第2編	-205-
8.1	帰宅困難者への情報提供	【広報班】第2編	-205-
8.2	帰宅活動への支援	【産業班】第2編	-206-

8.3 企業・学校等における帰宅困難者対策…	
	【総括班、情報班、学校班、企業等】第2編 -207-
第9 行方不明者及び遺体の捜索、遺体の収容処理、埋葬…	第2編 -208-
9.1 行方不明者及び遺体の捜索…	【消防本部、援護班】第2編 -208-
9.2 遺体の処理収容…	【援護班】第2編 -208-
9.3 遺体の埋葬…	【援護班】第2編 -209-
第10 ボランティア・労務者の確保・供給…	第2編 -210-
10.1 ボランティアの活動体制の確立…	【援護班】第2編 -210-
10.2 労務者の雇上げ…	【援護班】第2編 -210-
10.3 労務応援要請…	【援護班】第2編 -211-
第11 災害救助法の適用…	第2編 -212-
11.1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集…	【総括班】第2編 -212-
11.2 災害救助法の適用…	【総括班】第2編 -212-
11.3 災害救助法が適用されない場合の措置…	【援護班】第2編 -214-
第12 防疫・保健衛生活動…	第2編 -220-
12.1 需要把握…	【医療班】第2編 -220-
12.2 防疫・保健衛生活動…	【医療班、衛生班】第2編 -220-
12.3 食品衛生活動…	【医療班】第2編 -222-
12.4 動物愛護…	【衛生班】第2編 -222-
第13 要配慮者への支援…	第2編 -224-
13.1 避難行動要支援者に対する避難支援…	【要配慮者支援班】第2編 -224-
13.2 医療・福祉サービスの継続体制の確保…	【医療班】第2編 -225-
13.3 要配慮者に対する支援…	【要配慮者支援班、広報班、避難所運営班】第2編 -227-
第14 新座市議会との情報共有…	第2編 -228-
14.1 新座市議会議員からの情報集約…	【議会班】第2編 -228-
14.2 新座市議会議員への情報提供…	【議会班】第2編 -228-
第5節 応急対策期から実施する活動…	第2編 -229-
第1 応急対策に係る広報活動…	第2編 -231-
1.1 生活情報の提供…	【広報班、避難所運営班】第2編 -231-
1.2 相談体制の確立…	【市民窓口班】第2編 -231-
第2 住家の被害認定調査…	第2編 -232-
2.1 被害の概況確認…	【家屋調査班】第2編 -232-
2.2 住家の被害認定調査体制の整備…	【家屋調査班、総括班、受援班】第2編 -232-
2.3 り災証明書の発行…	【家屋調査班、広報班、市民窓口班、住宅復旧班】第2編 -232-
第3 土木施設の応急復旧…	第2編 -234-
3.1 道路施設の応急復旧…	【応急対策班】第2編 -234-
3.2 河川施設の応急復旧…	【応急対策班】第2編 -235-
3.3 公園施設の応急復旧…	【応急対策班、住宅復旧班】第2編 -235-
第4 災害廃棄物等の処理…	第2編 -236-
4.1 ごみ処理…	【衛生班】第2編 -236-
4.2 し尿処理…	【衛生班】第2編 -237-
4.3 がれき処理…	【衛生班】第2編 -237-
第5 住宅対策…	第2編 -239-
5.1 応急仮設住宅の設営…	【住宅復旧班】第2編 -239-
5.2 一時入居施設の確保…	【住宅復旧班】第2編 -241-
5.3 一般り災住宅の応急修理…	【住宅復旧班】第2編 -241-
5.4 住宅関係障害物の除去…	【住宅復旧班】第2編 -242-
第6 農業対策…	第2編 -243-
6.1 農業対策…	【産業班】第2編 -243-

第7章	文教対策	第2編	-244-
7.1	文教施設の応急復旧	【教育施設班】	第2編 -244-
7.2	応急教育	【学校班】	第2編 -245-
7.3	応急保育	【保育班】	第2編 -246-
7.4	被災児童・生徒への支援	【学校班】	第2編 -246-
7.5	文化財の保護	【教育施設班】	第2編 -247-
第8章	義援金品の受付・配分	第2編	-248-
8.1	義援金品の募集	【援護班】	第2編 -248-
8.2	義援金品の受付	【出納班】	第2編 -248-
8.3	義援金品の配分	【援護班、出納班】	第2編 -249-
8.4	義援金品の管理	【出納班、援護班】	第2編 -249-
第9章	ライフライン施設の応急復旧	第2編	-250-
9.1	上水道、下水道の応急対策	【水道復旧班、下水道復旧班】	第2編 -251-
9.2	電気施設応急対策	【東京電力パワーグリッド(株)】	第2編 -252-
9.3	都市ガス施設応急対策	【東京ガス(株)】	第2編 -255-
9.4	LPGガス施設応急対策	【(社)埼玉県LPGガス協会】	第2編 -257-
9.5	電信電話施設応急対策	【東日本電信電話(株)】	第2編 -258-
9.6	交通施設応急対策	【日本貨物鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)他】	第2編 -259-
第4章	震災復旧復興対策計画	第2編	-260-
第1節	迅速な災害復旧	第2編	-261-
第1	災害復旧事業計画の作成	【関係各課】	第2編 -262-
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	第2編	-263-
2.1	法律に基づく財政援助措置	第2編	-263-
2.2	激甚災害に係る財政援助措置	【関係各課】	第2編 -264-
2.3	埼玉県等の災害復旧資金に関する措置	【県等】	第2編 -266-
2.4	災害復旧事業の実施	【関係各課】	第2編 -266-
第2節	計画的な災害復興	第2編	-269-
第1	災害復興の基本方針	第2編	-269-
第2	災害復興計画作成への体制づくり	第2編	-270-
第3	災害復興計画の策定	第2編	-270-
第4	災害復興事業の実施	第2編	-270-
4.1	市街地復興事業のための行政上の手続の実施	第2編	-270-
4.2	災害復興事業の実施	第2編	-271-
第3節	生活再建等の支援	第2編	-272-
第1	被災市民相談	第2編	-273-
1.1	市民サポートセンターの開設	【市民窓口班、各班】	第2編 -273-
1.2	り災証明書の発行	【市民窓口班】	第2編 -274-
第2	り災者のメンタルケア	第2編	-276-
2.1	メンタルケア対策	【医療班】	第2編 -276-
2.2	災害対策要員のメンタルケア	【医療班、受援班】	第2編 -277-
2.3	子どもたちのメンタルケア	【保育班、学校班】	第2編 -277-
第3	被災者の生活確保	第2編	-278-
3.1	職業のあっせん	【産業班】	第2編 -278-
3.2	市税等の徴収猶予及び減免の措置	【関係各課】	第2編 -279-
3.3	震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	【日本郵便(株)】	第2編 -279-
3.4	生活必需品の安定供給の確保	【県】	第2編 -280-
3.5	生活福祉資金	【援護班】	第2編 -280-

3.6	災害復興融資	第2編	-280-
3.7	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	【援護班】第2編	-280-
3.8	被災者生活再建支援制度	【市民窓口班、総括班】第2編	-281-
3.9	借地借家の特例の適用に関する計画	【関係各課】第2編	-282-
3.10	住宅の建設等	【県、住宅復旧班】第2編	-282-
第4	地域経済の復旧支援	第2編	-283-
4.1	被災中小企業への融資等	【県、産業班】第2編	-283-
4.2	被災農林漁業関係者への融資等	【県、産業班】第2編	-284-
第5章	広域応援計画	第2編	-285-
第1節	総則	第2編	-286-
第1	基本方針	第2編	-286-
第2	広域連携の枠組み	第2編	-286-
第2節	予防対策	第2編	-288-
第1	広域応援体制の整備	第2編	-288-
1.1	九都県市合同防災訓練等の参加	第2編	-288-
1.2	広域避難者の受入体制の整備	第2編	-288-
1.3	静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画への協力	第2編	-288-
第2	広域応援拠点の確保	第2編	-289-
第3	広域応援要員派遣体制の整備	第2編	-289-
3.1	職種混成の広域応援要員チームの編成	第2編	-289-
第3節	応急対策	第2編	-290-
第1	広域応援調整	第2編	-290-
第2	広域応援要員の派遣	第2編	-291-
第3	広域避難の支援	第2編	-292-
3.1	広域避難所の提供	第2編	-292-
3.2	避難所の運営管理	第2編	-292-
第4	がれき処理支援	第2編	-292-
第5	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	第2編	-292-
第6章	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	第2編	-293-
第1節	計画の位置付け	第2編	-294-
第1	策定の趣旨	第2編	-294-
第2	基本的な考え方	第2編	-296-
第3	前提条件	第2編	-296-
第4	東海地震に関連する情報	第2編	-297-
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	第2編	-298-
第1	東海地震注意情報の伝達	【危機管理課】第2編	-299-
第2	活動体制の準備等	【危機管理課】第2編	-300-
第3節	警戒宣言に伴う措置	第2編	-301-
第1	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報	【危機管理課】第2編	-302-
第2	活動体制	【各課共通】第2編	-303-
第3	広報	【広報班】第2編	-303-
第4	警備、交通対策	第2編	-303-
4.1	警備対策	第2編	-303-
4.2	交通対策	第2編	-304-
第5	公共輸送対策	第2編	-305-
5.1	東日本旅客鉄道株式会社	第2編	-305-
5.2	東武鉄道株式会社	第2編	-305-

第6章 教育、病院、福祉施設対策	第2編	-306-
6.1 教育施設	第2編	-306-
6.2 病院施設	第2編	-308-
6.3 福祉施設	第2編	-308-
第7章 ライフライン対策	第2編	-310-
7.1 電話	【東日本電信電話(株)】第2編	-310-
7.2 電力	【東京電力パワーグリッド(株)】第2編	-311-
7.3 都市ガス	【東京ガス(株)】第2編	-312-
7.4 上水道	【上下水道部】第2編	-313-
第8章 その他の対策	第2編	-314-
第4節 市民等のとるべき措置基準	第2編	-315-
第1 市民のとるべき措置	第2編	-316-
第2 町内会・自主防災会のとるべき措置	第2編	-318-
第3 事業所のとるべき措置	第2編	-319-

風水害対策編

第3編 風水害対策計画

第1章 風水害対策の総則	第3編	-1-
第1節 風水害の災害履歴	第3編	-2-
第2節 風水害対策の方針	第3編	-6-
第1 計画の目的	第3編	-6-
第2 計画の目標	第3編	-6-
第2章 風水害予防計画	第3編	-8-
第1節 主要予防対策	第3編	-9-
第1 水害予防計画	第3編	-10-
1.1 流域総合治水計画	【関係各課】第3編	-11-
1.2 ハザードマップ	【危機管理課】第3編	-13-
1.3 水防管理団体の体制整備	【危機管理課、消防団】第3編	-13-
1.4 水防用資機材の整備	【県、危機管理課】第3編	-14-
1.5 大規模氾濫減災対策協議会への参画	【危機管理課】第3編	-15-
第2 内水氾濫予防計画	第3編	-16-
2.1 雨水管の整備	【下水道課】第3編	-16-
2.2 浸水実績の公表	【危機管理課】第3編	-16-
2.3 止水板設置の推進	【道路課】第3編	-17-
第3 風害予防計画	第3編	-18-
3.1 作物別の風害対策	【経済振興課】第3編	-18-
3.2 施設等による風害対策	【経済振興課】第3編	-19-
第4 土砂災害予防計画	第3編	-20-
4.1 急傾斜地対策	【危機管理課、建築開発課】第3編	-20-
第2節 防災体制の整備強化	第3編	-23-
第1 防災拠点の整備	〔震災編を準用〕第3編	-24-
第2 安全避難の環境整備	第3編	-25-
2.1 避難体制の整備	【危機管理課】第3編	-25-
2.2 指定緊急避難場所・避難所の整備	【危機管理課】第3編	-27-
2.3 避難経路の整備	【危機管理課、道路課】〔震災編を準用〕第3編	-29-
第3 災害活動体制の整備	第3編	-30-
3.1 職員の初動体制の整備	【各課共通】第3編	-30-

3.2	動員体制の整備	〔震災編を準用〕	第3編	-31-
3.3	受援体制の整備	〔震災編を準用〕	第3編	-31-
第4	災害情報の収集・伝達体制の整備	〔震災編を準用〕	第3編	-32-
第5	非常用物資の備蓄	〔震災編を準用〕	第3編	-33-
第6	災害時医療体制の整備	〔震災編を準用〕	第3編	-34-
第3節	市民の協力による防災対策		第3編	-35-
第1	防災意識の高揚		第3編	-36-
1.1	啓発活動の推進	〔震災編を準用〕	第3編	-36-
1.2	防災教育の推進	〔震災編を準用〕	第3編	-37-
1.3	防災訓練の充実	【各課共通】	第3編	-37-
第2	自主防災組織の育成強化	〔震災編を準用〕	第3編	-38-
第3	要配慮者の安全確保		第3編	-39-
3.1	在宅の要配慮者に対する安全対策	〔震災編を準用〕	第3編	-39-
3.2	社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	〔震災編を準用〕	第3編	-40-
3.3	外国人に対する安全対策	〔震災編を準用〕	第3編	-40-
第4	浸水想定区域内の民間施設の安全確保		第3編	-41-
4.1	要配慮者利用施設における安全対策	【施設管理者等】	第3編	-41-
4.2	大規模工場における安全対策	【施設管理者等】	第3編	-42-
第3章	風水害応急対策計画		第3編	-43-
第1節	応急活動体制		第3編	-44-
第1	活動体制		第3編	-45-
1.1	初動対応	【全職員】	第3編	-45-
1.2	災害対策本部の設置・運営	【総括班、管財班、情報班、広報班】	第3編	-51-
第2	相互応援協力体制	〔震災編を準用〕	第3編	-58-
第3	自衛隊の災害派遣要請	〔震災編を準用〕	第3編	-58-
第4	災害救助法の適用	〔震災編を準用〕	第3編	-59-
第2節	情報の収集・伝達		第3編	-60-
第1	災害情報の連絡体制の確立		第3編	-60-
1.1	連絡網及び連絡手段	【総括班、情報班】	第3編	-60-
1.2	初動期の災害情報収集体制	【総括班、情報班】	第3編	-63-
1.3	被害調査の報告	【総括班、情報班】	第3編	-76-
第2	住民への広報・広聴		第3編	-77-
2.1	広報活動	【広報班】	第3編	-77-
2.2	住民の各種相談窓口	〔震災編を準用〕	第3編	-79-
第3	報道機関への報道依頼等	〔震災編を準用〕	第3編	-80-
第3節	水防活動		第3編	-81-
第1	危険区域の監視・警戒	【関係各課、消防団】	第3編	-81-
第2	決壊時の措置	【総括班、消防本部、消防団】	第3編	-83-
第3	避難の勧告・指示	【総括班、消防本部、警察署、自衛隊】	第3編	-84-
第4	応援の要請	【総括班】	第3編	-91-
第5	水防信号	【広報班】	第3編	-91-
第6	公用負担	【消防団、消防本部】	第3編	-92-
第4節	土砂災害対応計画		第3編	-93-
第1	土砂災害警戒情報	【総括班】	第3編	-93-
第2	情報の収集・伝達	【総括班、情報班】	第3編	-95-
第3	避難勧告基準	【総括班】	第3編	-96-
第4	避難誘導	【総括班、要配慮者支援班】	第3編	-97-
第5	二次災害の防止	【総括班、応急対策班】	第3編	-97-
第5節	消防活動	〔震災編を準用〕	第3編	-98-

第6節	避難計画	〔震災編を準用〕	第3編	-99-
第7節	救援・救護活動	〔震災編を準用〕	第3編	-101-
第8節	ライフライン施設の応急対策	〔震災編を準用〕	第3編	-105-
第9節	交通対策	〔震災編を準用〕	第3編	-106-
第10節	災害廃棄物等の処理	〔震災編を準用〕	第3編	-107-
第11節	文教対策	〔震災編を準用〕	第3編	-108-
第4章	風水害復旧対策計画		第3編	-109-
第1節	迅速な災害復旧	〔震災編を準用〕	第3編	-110-
第2節	計画的な災害復興	〔震災編を準用〕	第3編	-111-
第3節	生活再建等の支援	〔震災編を準用〕	第3編	-112-

特殊災害対策編

第4編	特殊災害対策計画		第4編	-1-
第1章	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画		第4編	-1-
第1節	放射性物質及び原子力発電所事故災害予防		第4編	-1-
第1	基本方針		第4編	-2-
1.1	趣旨		第4編	-2-
1.2	現況		第4編	-2-
第2	実施計画		第4編	-2-
2.1	原子力発電所等に係る事故予防対策		第4編	-2-
2.2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		第4編	-2-
第2節	放射線関係事故災害応急対策計画		第4編	-6-
第1	輸送事故災害対策計画		第4編	-7-
1.1	輸送事故災害発生直後の情報の収集・連絡	【県、市、原子力事業者等】	第4編	-7-
1.2	活動体制の確立	【県、市、消防本部、原子力事業者等】	第4編	-9-
1.3	消火活動	【消防本部、原子力事業者等】	第4編	-10-
1.4	原子力緊急事態宣言発出時の対応	【市】	第4編	-10-
1.5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	【県、市】	第4編	-10-
1.6	退避・避難収容活動	【県、市】	第4編	-10-
1.7	放射性物質の除去等	【事業者等】	第4編	-13-
1.8	各種規制措置と解除	【県、市、事業者等】	第4編	-13-
1.9	被害状況の調査等	【市】	第4編	-14-
1.10	住民の健康調査等	【市】	第4編	-14-
第2	原子力発電所事故対策計画		第4編	-15-
2.1	放射線量等の測定体制の整備	【県、市】	第4編	-15-
2.2	他縣市からの避難住民の受入れについて	【市】	第4編	-15-
第2章	毒・劇物による人身被害対策計画		第4編	-16-
第1節	活動体制		第4編	-16-
第2節	応急措置		第4編	-17-
第1	原因解明	【消防本部、警察署、県、関係機関】	第4編	-17-
第2	情報収集	【市、消防本部、警察署】	第4編	-18-
第3	立入禁止等の措置	【消防本部、警察署】	第4編	-18-
第4	救出・救助	【消防本部、警察署】	第4編	-18-
第5	医療救護	【県、消防本部、市、医療関係機関】	第4編	-19-
第6	救急搬送	【県、自衛隊】	第4編	-19-

第7	医療機関の確保	【県、市】第4編	-19-
第8	汚染除去	【県、自衛隊】第4編	-19-
第9	避難誘導	【市、消防本部、警察署、自衛隊】第4編	-20-
第10	応援要請	【県、市、消防本部】第4編	-20-
第3章	その他の大規模事故対策計画	第4編	-21-
第1節	大規模火災対策計画	第4編	-21-
第1	予防対策	第4編	-21-
第2	応急対策	第4編	-22-
第2節	道路災害対策計画	第4編	-24-
第1	予防対策	第4編	-24-
第2	応急対策	第4編	-25-
第3節	鉄道事故災害対策計画	第4編	-26-
第1	予防対策	第4編	-26-
第2	応急対策	第4編	-26-
第4節	文化財災害対策計画	第4編	-28-
第1	予防対策	第4編	-28-
第2	応急対策	〔震災編を準用〕 第4編	-29-
第4章	その他の自然災害対策計画	第4編	-30-
第1節	竜巻対策計画	第4編	-31-
第1	予防対策	第4編	-31-
第2	応急対策	第4編	-32-
第2節	火山噴火降灰対策計画	第4編	-34-
第1	予防対策	第4編	-34-
第2	応急対策	第4編	-35-
第3節	雪害対策計画	第4編	-37-
第1	予防対策	第4編	-37-
第2	応急対策	第4編	-38-
第4節	複合災害対策計画	第4編	-40-
第1	予防対策	第4編	-40-
第2	応急対策	第4編	-41-

資料編

■資料編